

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成29年3月17日（平成29年（行情）諮問第99号）

答申日：平成29年8月4日（平成29年度（行情）答申第178号）

事件名：「「日本国防衛省，アメリカ合衆国国防省及びオーストラリア国防省の間の三者間防衛当局間情報共有取決め」について（通知）」（原議書）等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる2文書（以下，併せて「本件対象文書」という。）につき，その一部を不開示とした決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成28年12月2日付け防官文第20273号により，防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，決定の取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件対象文書につき，本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば，それについても特定を求める。
- (2) 本件対象文書の履歴情報が特定されていなければ，改めてその特定を求める。
- (3) 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複製したものであるかの確認を求める。
- (4) 本件対象文書に「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）として開示されなかった情報が存在するなら，改めてその特定と開示・不開示の判断を求める。
- (5) 原処分で一部不開示とされた部分につき，当該部分に記録された内容を精査し，支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は，「「日本国防衛省，アメリカ合衆国国防省及びオース

トラリア国防省の間の三者間防衛当局間情報共有取決め」に関する決裁関連文書の全て。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」

(以下「本件請求文書」という。)の開示を求めるものであり、処分庁は、本件開示請求に対し、本件対象文書を特定し、法9条1項の規定に基づき、平成28年12月2日付け防官文第20273号により、法5条3号に該当する文書を不開示とする一部開示決定(原処分)を行った。

本件審査請求は、原処分に対してされたものである。

2 法5条該当性について

本件対象文書の一部については、オーストラリア政府より対外非公表とされており、これを公にすることにより、我が国と当該他国との間の信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当するため、不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、本件対象文書の電磁的記録はPDFファイル形式とは異なるいわゆる文書作成ソフトにより作成された文書であり、PDFファイル形式以外の電磁的記録を特定している。

なお、審査請求人は、処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の形式まで明示していない。

(2) 審査請求人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

(3) 審査請求人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが

本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認するよう求めるが、本件審査請求がされた時点においては、開示の実施の申し出がなされていないことから開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない。

- (4) 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、不開示部分についてその取消しを求めるが、本件対象文書の法第5条該当性を十分に検討した結果、その一部が上記2のとおり同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (5) 以上のことから、審査請求人の主張はいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成29年3月17日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月30日 | 審議 |
| ④ | 同年7月12日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ | 同年8月2日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定した上で、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

- (1) 不開示部分の不開示情報該当性について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 不開示部分には、防衛省、アメリカ合衆国国防省及びオーストラリア国防省の三者間の情報共有の取決めの原文（英文）及びその案（英文）が記載されている。

イ 本件取決めの締結に先立ち、オーストラリア政府より、本件対象文書を公表しないことについての申入れがあり、日本側はこれを受け入れることとしたものである。

ウ 原処分に当たっては、上記イを踏まえ、不開示部分を公にすることにより我が国とオーストラリアとの信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示としたものである。

(2) そこで、以下検討する。

ア 諮問庁は、上記(1)イのとおり、本件取決めの締結に先立ち、オーストラリア政府から本件対象文書を公表しないことについての申入れがあったと説明するので、当該申入れについて諮問庁から提示を受けて当審査会において確認したところ、当該申入れの事実及びその内容は、諮問庁の説明のとおりであると認められた。

イ そして、当審査会において本件対象文書を見分したところ、不開示部分には、防衛省、アメリカ合衆国国防省及びオーストラリア国防省の三者間の情報共有の取決めに関する具体的な内容が記載されていると認められ、その記載内容に照らせば、取決めの一方当事者であるオーストラリア側において、公表しないことについての申入れをすることが不合理とまではいえず、仮に我が国が不開示部分を一方的に開示すれば、我が国とオーストラリアとの信頼関係が損なわれるおそれがある旨の諮問庁の説明は、これを首肯することができる。

ウ 以上のとおり、不開示部分については、これを公にすることにより、我が国とオーストラリアとの信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

別紙（本件対象文書）

文書1 「日本国防衛省，アメリカ合衆国国防省及びオーストラリア国防省の間の三者間防衛当局間情報共有取決め」について（通知）（防防調第18412号。28.10.28）（原議書）

文書2 「日本国防衛省，アメリカ合衆国国防省及びオーストラリア国防省の間の三者間防衛当局間情報共有取決め」について（通知）（防防調第18412号。28.10.28）